

深谷市高齢者福祉計画

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

概要版

旧渋沢邸「中の家」



令和6(2024)年3月
深谷市

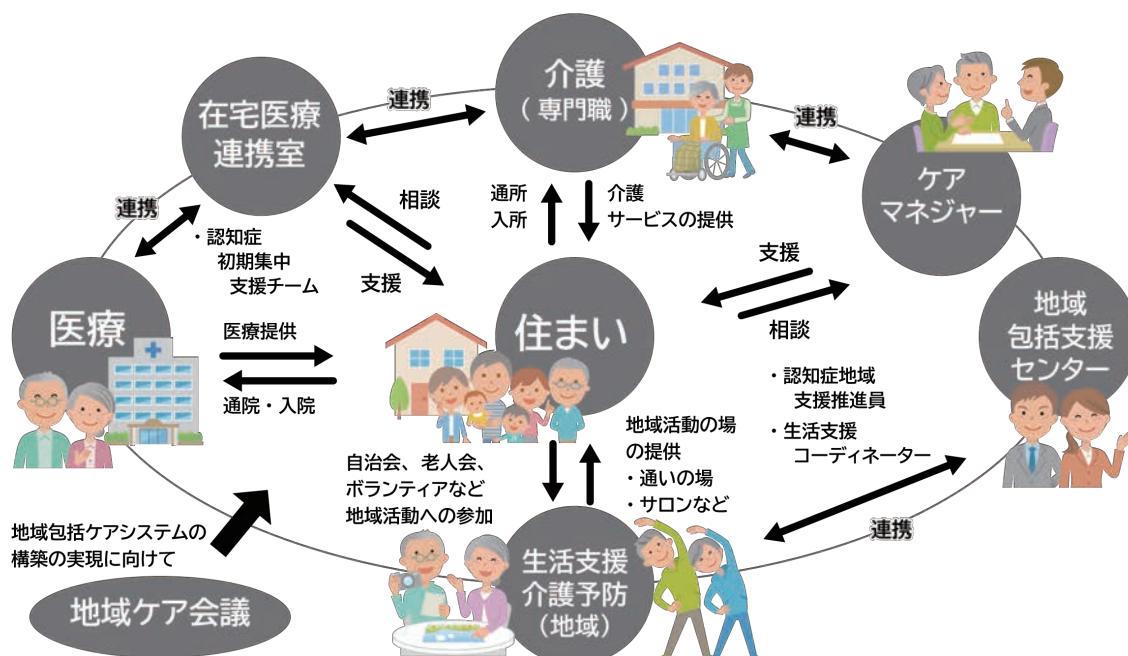
高齢者福祉計画とは

我が国では超高齢社会が急速に進行しており、「団塊の世代」が後期高齢者（75歳以上）となる令和7年の高齢者人口は3,653万人に達し、令和25年に3,953万人となりピークを迎えることが見込まれるほか、平均寿命は年々上昇傾向にあることから、「人生100年時代」の到来に向けた検討が各省庁で進められています。高齢化率も上昇を続け、令和19年には国民の3人に1人以上が高齢者となることが見込まれています。

本市では高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「医療」「介護」「住まい」「生活支援」「介護予防」を柱として高齢者の生活を支援していく「地域包括ケアシステム」のさらなる充実に向けて各事業に取り組んできました。

新たな「深谷市高齢者福祉計画」は、国の動向等を踏まえながら、地域包括ケアシステムのさらなる充実を図るとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるよう、各種サービスの充実と環境の整備を推進していくことを目的として策定するものです。

地域包括ケアシステムのイメージ

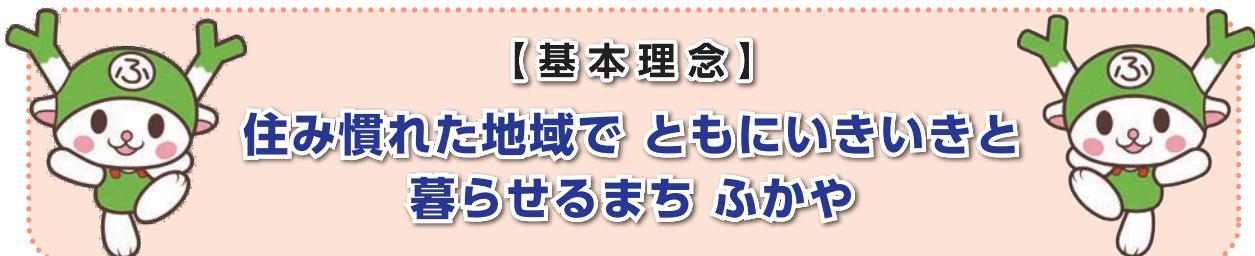


2

高齢者が住みやすいまちづくりに向けて

高齢者一人ひとりが、心身の状態や生活状況に応じて、必要な支援を受けられる環境の整備や、すべての市民が地域や家庭において役割を見つけ、生きがいをもって活躍できる場があることが重要です。

本計画では、高齢者が深谷市において、自分らしい暮らしを最後まで送り続けることができるよう、まちづくりを進めていく上で、基本理念を以下のように定めます。

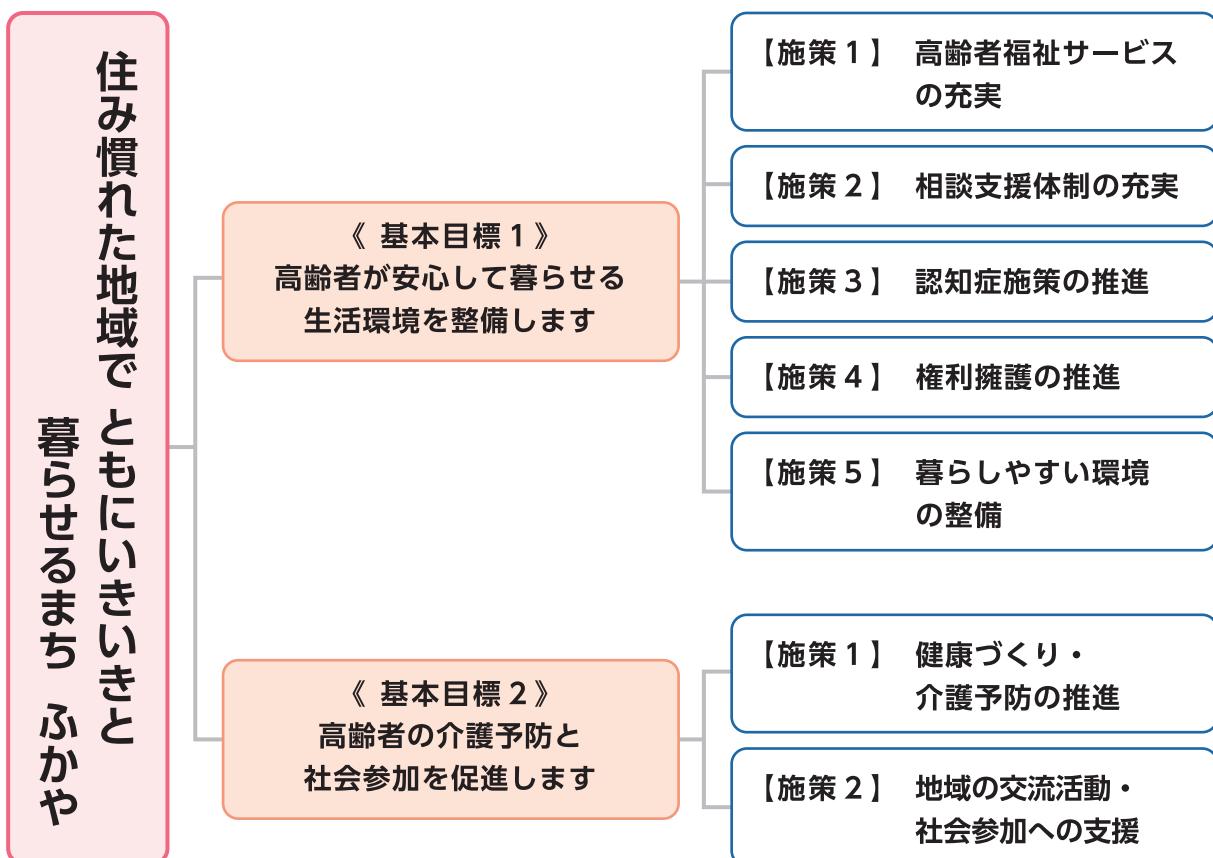


計画の体系

基本理念

基本目標

施策



3 深谷市の取組

基本目標1 高齢者が安心して暮らせる生活環境を整備します

施策1 高齢者福祉サービスの充実

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で安心して生活できる体制づくりを進めます。民間事業者やボランティアの協力も得ながら、多様なサービスの確保に向けた取組を進めていきます。

- ①緊急通報システム
- ②おむつサービス
- ③高齢者配食サービス
- ④交通安全杖の支給
- ⑤有償家事援助サービス
- ⑥寝具洗濯乾燥消毒サービス
- ⑦訪問理美容サービス
- ⑧経済的負担の軽減
- ⑨介護保険給付サービス



施策2 相談支援体制の充実

支援機関同士が連携しながら、多様化・複雑化する生活課題に対し、きめ細かく対応します。家族介護者を含むすべてのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができる環境づくりを支援します。

また、地域ケア会議の開催、在宅医療・介護連携の推進、生活支援体制の整備など、地域包括ケアシステムのさらなる充実に向けた取組を推進します。

- ①地域包括支援センターでの総合相談支援
- ②家族介護者教室(ケアラー支援)の開催
- ③家族のつどい(ケアラー支援)の開催
- ④地域ケア会議の開催
- ⑤医療・介護連携の推進
- ⑥深谷寄居住宅医療連携室での相談支援
- ⑦生活支援体制整備事業の推進
- ⑧包括的な相談支援体制の整備



◆ふくしの窓口

ダブルケアや8050問題、引きこもりなどの複合的な課題を抱える市民からの相談に対し、関係機関等と相談者をつなぐ窓口を設置し、課題の解決に向けて、福祉サービスのコーディネートを行いながら、伴走型の支援を実施します。

深谷市生活困窮者自立相談支援窓口をベースに、府内関係各課と、外部関係機関との連携ネットワークを構築することで、市民にわかりやすい伴走型の支援ができる相談窓口を目指しています。



施策3 認知症施策の推進

認知症になつても住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりを進めため、認知症に対する正しい理解を普及するとともに、地域における見守りを充実させます。

また、認知症の疑いがある人に早期に気づき、本人が安心して暮らせるよう支援するため、地域の関係機関との連携を図ります。

- ①認知症地域支援推進員の配置
- ②認知症サポーター養成講座の開催
- ③チームオレンジの育成支援
- ④認知症カフェの活動支援
- ⑤認知症簡易チェックシステムの活用促進
- ⑥認知症初期集中支援チームによる支援
- ⑦家族のつどい(ケアラー支援)の開催【再掲】
- ⑧おでかけ見守りシールの交付
- ⑨徘徊高齢者等探索システム



施策4 権利擁護の推進

「深谷市成年後見制度利用促進基本計画（令和2年3月策定）」に沿って、成年後見制度の認知度拡大を図るとともに、制度が必要な人を適切に利用へつなげられるよう支援します。

また、高齢者虐待の未然防止を図るとともに、虐待が疑われるケース等に対する早期対応や再発防止に向けた支援を行います。

- ①成年後見制度の利用促進
- ②高齢者虐待対応の体制整備
- ③保護を要する高齢者の受け入れ支援



◆成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害等によって物事を判断する能力が十分でない人の権利を守る支援者である成年後見人、保佐人、補助人を家庭裁判所が選任し、対象者を法律的に支援する制度です。大きく分けて「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあり、それぞれ支援を必要とする人の状況や意向に合わせて支援内容を選択できるようになっています。選任された後見人等が預貯金等の管理や介護サービス等の利用契約を行うことにより、対象者の財産や生活を守ることができます。



埼玉・深谷市の偉人
渋沢栄一
SHIBUSAWA EIICHI

施策5 暮らしやすい環境の整備

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、住環境の改善、交通弱者や買い物困難者への支援、災害や感染症対策の体制整備などに取り組みます。

- ①高齢者住宅改修費補助
- ②福祉タクシー利用料金助成
- ③ねたきり高齢者等移動支援
- ④福祉車両の貸出し
- ⑤コミュニティバスの運行
- ⑥買い物困難者への支援
- ⑦思いやり駐車場制度の実施
- ⑧交通安全意識の啓発
- ⑨救急医療情報キットの配布
- ⑩ひとり暮らし高齢者の安否確認
- ⑪見守りネットワークの構築
- ⑫地域支え合いマップの更新
- ⑬災害や感染症対策の体制整備



基本目標2 高齢者の介護予防と社会参加を促進します

施策1 健康づくり・介護予防の推進

すべての人が自らの心身への関心を高め、必要な改善を図れるよう、健康診査の受診勧奨や健康づくりの支援などを行います。

また、保健事業と介護予防の連携を図り、高齢者の介護予防を応援する体制を強化します。

- ①各種健(検)診
- ②健康づくりの支援
- ③高齢者の保健事業と介護予防の
一体的実施
- ④介護予防教室・出前講座
(地域リハビリテーション
活動支援事業)の開催
- ⑤介護予防サポーター
(ふっかファイン)養成
講座の開催
- ⑥住民主体の通いの場の
運営支援



施策2 地域の交流活動・社会参加への支援

高齢者が身近な地域で行われる多様な活動に積極的に参加し、いきいきとした生活を送ることができるよう、住民主体の地域交流活動を支援します。

また、高齢者が主体的にボランティアや地域づくりに携わることができるよう、社会福祉協議会と連携して支援し、高齢者が地域とのつながりを喪失することなく、生きがいをもって暮らしていくことができる環境づくりを進めます。

- ①住民主体の通いの場の運営支援【再掲】
- ②老人クラブへの支援
- ③ボランティア活動の促進
- ④ふれあい・いきいきサロンへの支援
- ⑤生涯学習の推進
- ⑥生涯スポーツ・文化活動の推進
- ⑦老人福祉センターの運営（福寿荘）
- ⑧世代間交流センターの運営
(はたらふれあい館)
- ⑨高齢者慶祝
- ⑩シルバー人材センターの活用
- ⑪シニア世代への就業支援



4 計画の推進

(1) 庁内連携の強化

地域における高齢者福祉施策の総合的な推進を図るために、庁内の関係部局の連携を一層強化し、課題に迅速に対応できる体制を構築します。

(2) 社会福祉協議会との連携

地域福祉の増進を図ることを目的として、地域における様々な福祉課題を地域社会の協働により解決できるよう、社会福祉協議会との連携の強化を図ります。

(3) 関係機関、関係団体及び事業者との連携強化

保健・福祉・医療・介護などの各関係機関が連携し、支援を必要とする高齢者のニーズの把握や適切なサービスの提供、情報交換や各サービスなどの調整を図ります。

また、地域における関係団体や事業者との連携を強化し、高齢者の見守りなどの地域活動への協力支援を図ります。

(4) 計画の点検と評価

PDCAサイクル（計画：Plan、実行：Do、評価：Check、改善：Action）を活用し、各事業の進捗状況を毎年度把握して進捗管理を行い、「深谷市高齢者保健福祉委員会」において、報告、協議を行うことにより評価し、必要に応じて計画を見直すことで改善を図ります。



渋沢栄一翁 新一万円札

2024年7月発行予定

深谷市高齢者福祉計画《概要版》

深谷市役所 福祉健康部 長寿福祉課

〒366-8501 埼玉県深谷市仲町11番1号

TEL:048-574-6645(直通)

FAX:048-574-6667

E-mail:kaigo@city.fukaya.saitama.jp